

伊藤（英）委員 民主党の伊藤英成でございます。

まず最初に、国際組織犯罪条約について伺いますが、先ほど同僚議員からいろいろ話のありましたこともちょっと踏まえながらお伺いします。

まず、共謀罪の犯罪化を規定する条約第五条の規定ぶりに我が国政府が合意した経緯についてちょっと伺いたいんですが、我が国の場合、共謀、予備、陰謀の罪が例外的にしか規定されておられません。そのために政府が、この条約の審議の冒頭に、参加罪の導入は、各国の国内法制の基本原則に密接に関連しており、すべての重大な犯罪の共謀行為を犯罪化することは、我が国の法原則に反するものである、こういう我が国の意見書を提出しているんですね。

こうした主張をして、そしてなぜ、すべての重大犯罪について共謀を犯罪化する条約第五条の規定に我が国政府代表は賛成したのか。そしてまた、このすべての重大な犯罪の共謀行為を犯罪化することが我が国の法原則に反する、こういう条約の起草当初の我が国の主張と、今国会に提出している、本条約を実施するための法律であります刑法等の一部を改正する法律案において、すべての重大な犯罪の共謀を共謀罪とする規定ぶりとの間にも矛盾があるのではないかと、この辺についての説明を。

石川政府参考人 お答え申し上げます。

条約交渉の初期の段階において、我が国が御指摘の趣旨の発言をしたのは事実でございます。

交渉の初期段階におきましては、まだ共謀の対象となる重大な犯罪の範囲が定まっていなかったことに加えまして、共謀の犯罪化について、現在の条文のように、「組織的な犯罪集団が関与する」という要件を加えることが認められていませんでした。この我が方代表の発言は、組織性という厳格な要件を付さないであらゆる犯罪の共謀や予備を処罰することとするのは、我が国の刑事法制の原則的なあり方に反するおそれがあることを明らかにしたものでありました。

しかしながら、その後の交渉において、我が国の主張等も踏まえて、現在の条文の共謀罪でまとまりました。それは、共謀の対象を長期四年以上の重大な犯罪に限定し、かつ組織的な犯罪集団が関与するものという条件を付すことも可能としております。これを踏まえて、我が国としては条約採択に参加したものであり、現在、その締結について御承認をお願いしている次第でございます。

東門委員 先ほども質問があったと思うんですが、この条約の審議、第二回セッションに提出しました一九九九年二月八日付ペーパーの中で、すべての重

大犯罪の共謀と準備の行為を犯罪化することは我々の法原則と相入れないと日本政府の代表は述べていますが、この見解は今も変わらないのか、まずそれが第一点。もし変わっているとしたらどういう点が変わっているのか、なぜそういうふうになったのか。三点についてお願いします。

石川政府参考人 お答え申し上げます。

条約交渉の当初におきましては、定義、歯どめそのほか一切ないところでそういう議論が行われておりましたものですから、私どもとしては、重大な犯罪の定義そのほかにつきまして、日本の法体系にのっとった意見を申し上げて、現在の条文に交渉の結果合意が成立した、こういう経緯がございます。

漆原委員 ……この条約の国連における審議の冒頭で日本政府が提出したペーパーには、「このように、すべての重大犯罪の共謀と準備の行為を犯罪化することは我々の法原則と両立しない。」とあって、そのまま出てきた共謀罪の規定には反対したという経緯があるわけですね。

「我々の法原則と両立しない。」という、政府が主張したその内容はどんな内容ですか。

大林政府参考人 条約交渉の初期の段階において、我が国が、すべての重大な犯罪の共謀及び準備行為を犯罪とすることは我が国の法的な原則と相入れないと発言いたしました。

当時は、いまだ共謀の対象となる重大な犯罪の範囲が定まっていなかったことに加え、共謀の犯罪化について、現在の条約のように「組織的な犯罪集団が関与する」という要件を加えることも認められていませんでした。

したがって、この発言は、このような状況において、我が国では犯罪の実行の着手以前の共謀等を一般に処罰することとはしていない実情を踏まえ、あらゆる犯罪の共謀等を、今回新設する組織的な犯罪の共謀罪の要件としている厳格な組織性の要件を付さないで一律に無条件で処罰することとするのは、我が国の刑事法制の原則的なあり方に反するおそれがあることを明らかにしたものです。

その上で、我が国としては、この共謀罪について、「組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を加えることを提案し、交渉の結果、国内法でこの要件を加えることが認められたものでございます。

松野（信）委員 同じことの繰り返しだから、この点についてはもう避けたいと思いますが、要するに、この点も、ある意味では条約とは違う形で国内法化されてきているのが今度の法案だというふうに指摘せざるを得ないと思います。

それで、この条約五条の点については、これまた別の委員も指摘がありましたけれども、当初日本政府というものは、この五条の共謀罪は我が国の法制度に合わない、こういうふうに言っていたわけですね。これは第二回のアドホック委員会の中で日本政府が提出をして、原文は英文ですけども、我が国の法制度に合わない、あるいは相入れないということで、英文の方を見ますと、「our legal principle to criminalize the acts of conspiracy and preparation of all serious crimes.」というふうに言っていますので、我々の基本的な原則にはこの共謀罪は合わないというふうになっていたわけですね。

まず、その点は現在でもそういうふうに、この第二回の委員会に出した日本

政府の方針というものは現在でも変わっていない、維持されているということで、それはよろしいですか。

富田大臣政務官 先生御指摘のとおり、アドホック委員会の第二回の書面を先ほど読んでいただきましたけれども、条約交渉の初期の段階では、現在の五条に相当する規定が犯罪化を義務づけておりましたのは、共謀罪については、重大な犯罪を行うことを合意すること、これだけでありまして、また参加罪についても、組織的な犯罪集団の犯罪活動またはその他の活動に参加する行為というふうな規定でございました。この当時は、いまだ共謀罪の対象となる重大な犯罪の範囲が定まっておらず、また共謀罪につきまして、現在のように「組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を付することも認められていませんでした。

我が国におきましては、一定の犯罪については実行の着手前の共謀、陰謀や予備行為を処罰する罰則があるものの、すべての犯罪の共謀を一般的に処罰の対象としておらず、また、特定の犯罪行為との結びつきがない犯罪集団への参加を同様に犯罪とする罰則はありませんでしたので、そのような発言をさせていただきます。

松野（信）委員 それはわかっているんですが、こういうふうに日本政府が第二回のアドホック委員会で、これは第一項から全部で十二項までにわたって、日本の方針、考え方というものを明らかにしているわけです。重大犯罪についてはという形で、今富田政務官が言われたとおりですが、この考え方というものは現在でも日本政府の考え方であるということによろしいのか、それとも、第二回のアドホック委員会で出した日本政府のこのペーパーの考え方というものはその後変わったんだ、方針を変更したんだということになるのか。この点はどうか。

富田大臣政務官 当初の段階では先生の指摘していただきました主張をしたわけですが、その後、幾つかの提案をさせていただきました。我が国の提案のうち、別の類型の参加罪の規定を設けるといような提案もしましたが、これは各国に受け入れられませんでした。共謀罪の要件に「組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を加える点につきましては、関係国との調整の結果、「国内法上求められるときは、」「組織的な犯罪集団が関与する」という要件を付することができる旨の規定とすることが各国に受け入れられました。

なお、共謀罪の対象となるべき重大な犯罪の範囲につきましても種々の議論がありましたが、各国による協議の結果、現在の二条（b）において定義されているとおり、「長期四年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪」とされたところであります。